

議案第13号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

第5条の2を削る。

第10条の2を削る。

第11条の見出し中「市場開拓及び催物等事業」を「市場開拓事業」に改め、同条第1項中「市長は、中小企業団体が販路拡大のための物産の紹介及び各種見本市等の催物を実施したとき、又は」を「市長は、」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（デジタル技術導入事業に対する補助）

第12条の2 市長は、中小企業者が業務効率化又は生産性向上に資するデジタル技術を導入したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が50万円以上であったものとし、その補助金の額は10万円とする。

第13条を削る。

第13条の2第1項中「、中小企業者」を「、中小企業者等」に、「、ウェブサイト（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を利用する方法により求人を行ったとき、又は市外で開催される合同企業説明会等（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）に出展した」を「の事業を実施した」に、「当該中小企業者」を「当該中小企業者等」に改め、同条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「30万円」に改め、同項各号を削り、同条を第13条とする。

第14条の見出し中「労働環境改善事業」を「企業価値向上事業」に改め、同条第1項中「従業員の労働環境改善のための事業を行った」を「企業価値向上のための事業を実施した」に改め、同条第2項中「を受けることができるもの」を「の額」に、「経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該」を「経費のうち」に、「100分の10」を「100分の50」に、「500万円」を「30万円」に改める。

第15条を次のように改める。

（住宅環境整備事業に対する補助）

第15条 市長は、中小企業者が市長が別に定める従業員の住宅環境整備のための事業を実施したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、当該従業員1人につき月額2万円を限度とする。

3 第1項の補助金を交付する期間は、36月を限度とする。

附則第1項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

#### 提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、令和10年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の人材確保等を支援するため、本案を提出する。